



厚生労働省
埼玉県労働局発表
平成26年11月26日

埼玉県労働局職業安定部職業対策課
課長 加藤 秋雄
地方障害者雇用担当官 腰越 晴彦
電話 048-600-6209

民間企業の障害者の実雇用率は、1.80%

埼玉県労働局（局長 阿部 充）では、今般、埼玉県内に本社をおく企業と地方公共団体の平成26年6月1日現在における障害者の雇用状況報告を取りまとめたので、公表します。

障害者雇用促進法では、社会連帯の理念に基づき、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率 民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

【集計結果の主なポイント】

○ 民間企業（法定雇用率2.0%）

- ・ 雇用障害者数は、前年に比べて 694人（6.7%） 増加し、11,066人
- ・ 実雇用率は、前年に比べて 0.09ポイント 上昇し、1.80%
- ・ 法定雇用率達成企業割合は、前年に比べて 3.8ポイント 上昇し、43.7%

○ 地方公共団体等（法定雇用率2.3%、埼玉県等の教育委員会は2.2%）

- ・ 埼玉県の6機関（教育委員会を除く。）の平均実雇用率は2.82%（前年2.82%）で、6機関すべてが法定雇用率を達成。
- ・ 市町村の95機関（2.2%教育委員会を除く。）の平均実雇用率は2.34%（前年2.33%）で 77機関（81.1%）が法定雇用率を達成するも、18機関が未達成。
- ・ 埼玉県等の4教育委員会（法定雇用率2.2%）の平均実雇用率は1.97%（前年1.82%）で、2機関（50.0%）が法定雇用率を達成。
- ・ 特殊法人2機関（法定雇用率2.3%）の平均実雇用率は2.66%（前年2.65%）で、2機関とも法定雇用率達成。

- 民間企業における実雇用率は、前年と比べ0.09ポイント上昇して1.80%となり、都道府県別の雇用率が確認できる平成15年以降、過去最高の全国31位（前年35位）となった。全国平均の実雇用率は1.82%（前年比0.06ポイント増）である。
 埼玉労働局では、県内の未達成企業に対し個々の企業状況にあわせた指導を行うとともに、企業トップに対する直接指導などの取組を行った。
 また、平成25年4月より新たに雇用義務の対象となった従業員50人以上56人未満の事業主を重点対象企業とし、メリハリのある指導を行った。
 その結果、50人以上56人未満の事業主における実雇用率は前年比0.24ポイント上昇し、1.87%という結果となったものである。
 今後においても埼玉労働局、ハローワーク及び就労支援機関等が連携して1人1人の障害者と向き合ったきめ細かい指導を行うこととしている。
- 民間企業で働く障害者の数は11,066.0人であり、前年に比べて694.0人増加という結果となった。
 また、このうち新規雇用された障害者は1,260.0人と、昨年の1,123.5人を上回った。
- 県の公的機関のうち法定雇用率未達成の機関は埼玉県教育委員会のみであり、採用すべき障害者の不足数は、59.0人と全国で3番目に多い。
- 県内の市町村機関のうち、法定雇用率を達成している機関の割合は、81.1%であり、全国平均の83.0%を若干、下回っている。

※ 全国の雇用状況報告については、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）をご覧ください。

（埼玉県内の雇用率）

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
雇用率	1.46%	1.50%	1.54%	1.59%	1.51%	1.62%	1.71%	1.80%
全国順位	44位	44位	44位	42位	47位	39位	35位	31位

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | |
|---------------|-------|---|-----------------------|-------|
| ○ 民間企業 | | { | 一般の民間企業 | 2. 0% |
| | | | (50人以上規模の企業) | |
| | | | 特殊法人等 | 2. 3% |
| | | | { 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 | |
| | | | 独立行政法人、国立大学法人等 | |
| ○ 国、地方公共団体 | | | | 2. 3% |
| | | | (43.5人以上規模の機関) | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | | | | 2. 2% |
| | | | (45.5人以上規模の機関) | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

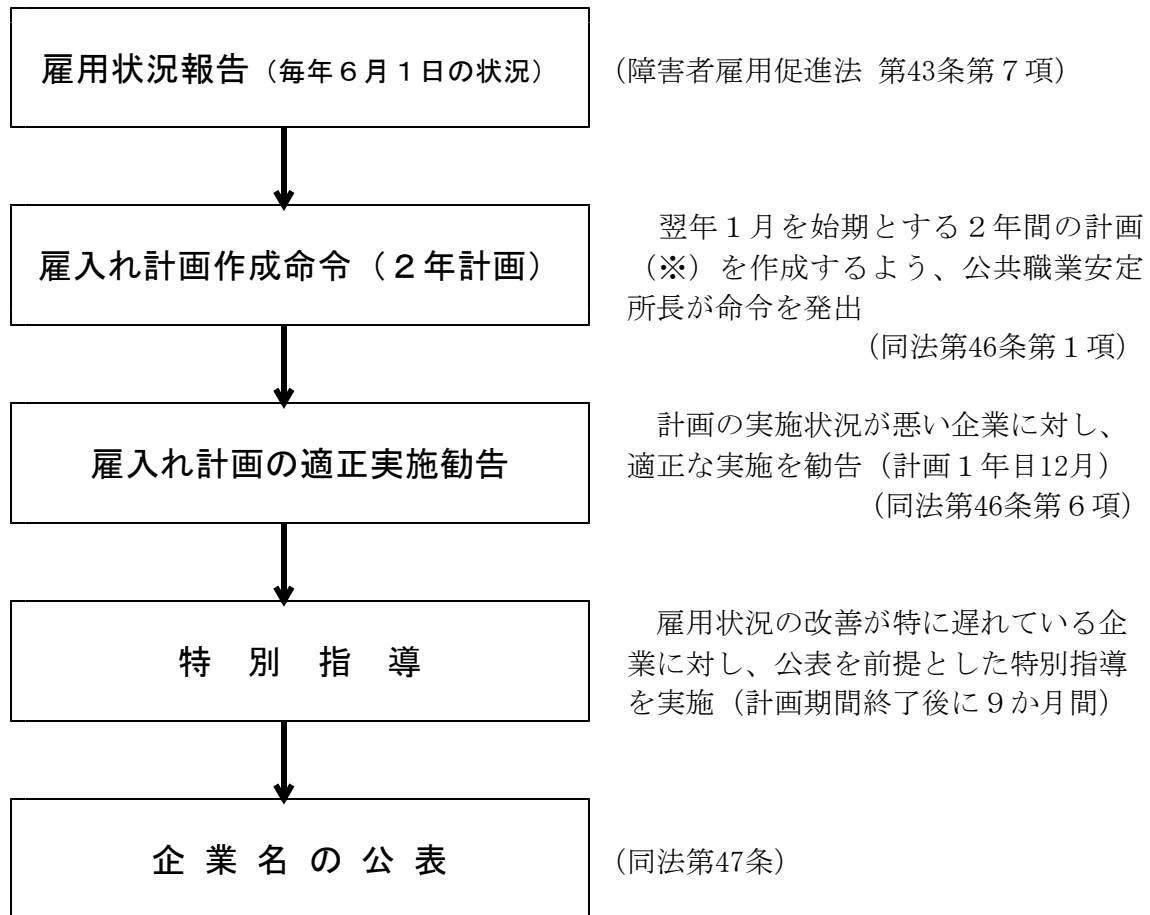
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 平成25年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 48社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 5社
 - * 「特別指導」の実施 2社
- 雇入れ計画を実施中の企業 33社（25年度末現在）
- 企業名の公表
22年度 1社（再公表）

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

I 民間企業における雇用状況

1 雇用されている障害者の数、実雇用率、達成企業割合

実雇用率は 1.80%（前年 1.71%）で 0.09 ポイント上昇、雇用されている障害者の数は 11,066.0 人（前年 10,372.0 人）で 6.7%（694.0 人）の増加となり、達成企業割合についても 3.8 ポイントの上昇となった。

	平成 26 年	平成 25 年	対前年増減
雇用障害者数	11,066.0 人	10,372.0 人	+694.0 人
実雇用率	1.80%	1.71%	+0.09
法定雇用率達成企業割合	43.7%	39.9%	+3.8

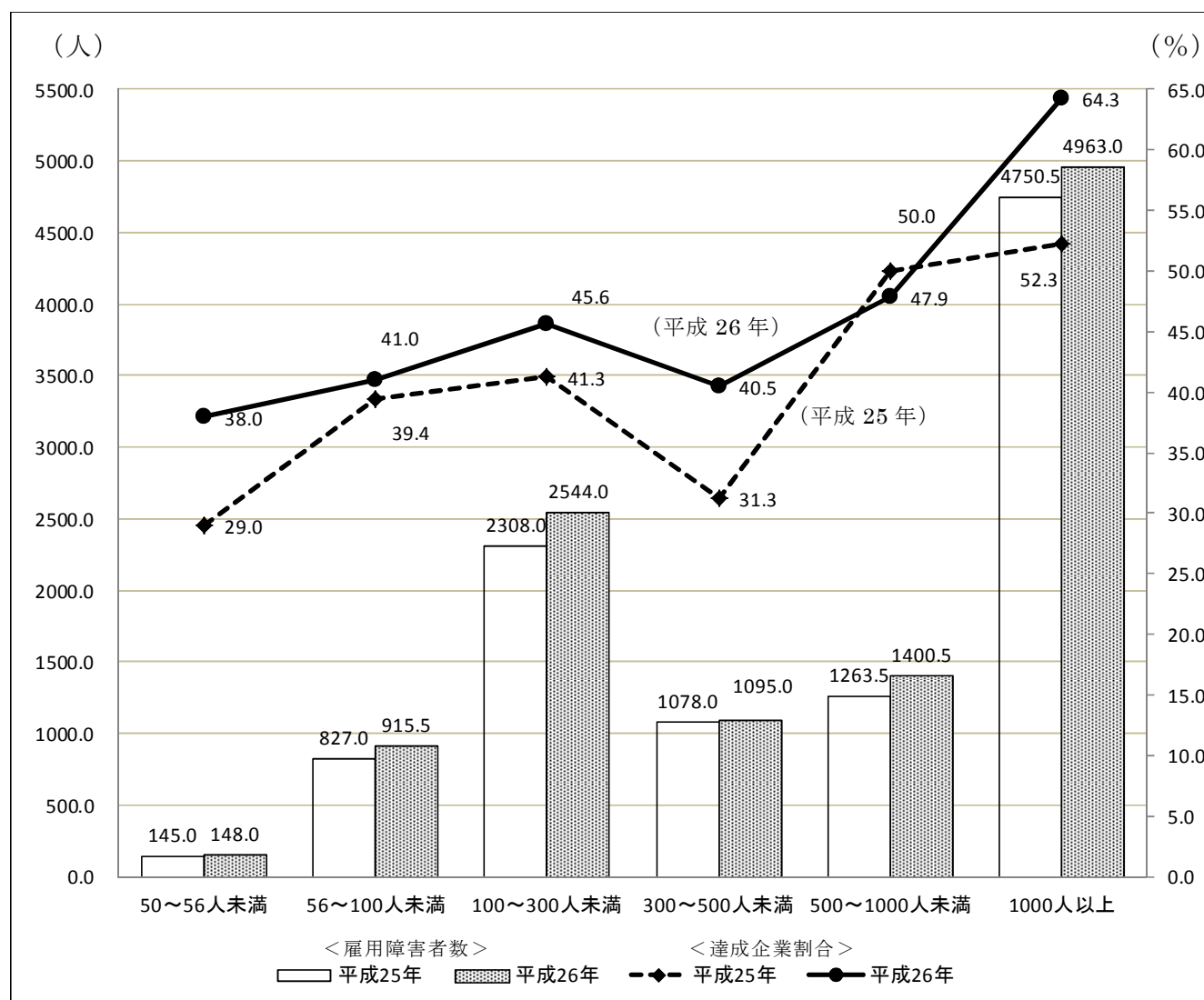
2 企業規模別状況

① 雇用障害者の数

全体的に増加傾向があり、前年、減少した 100～300 人未満規模の障害者数についても前年より増加した。

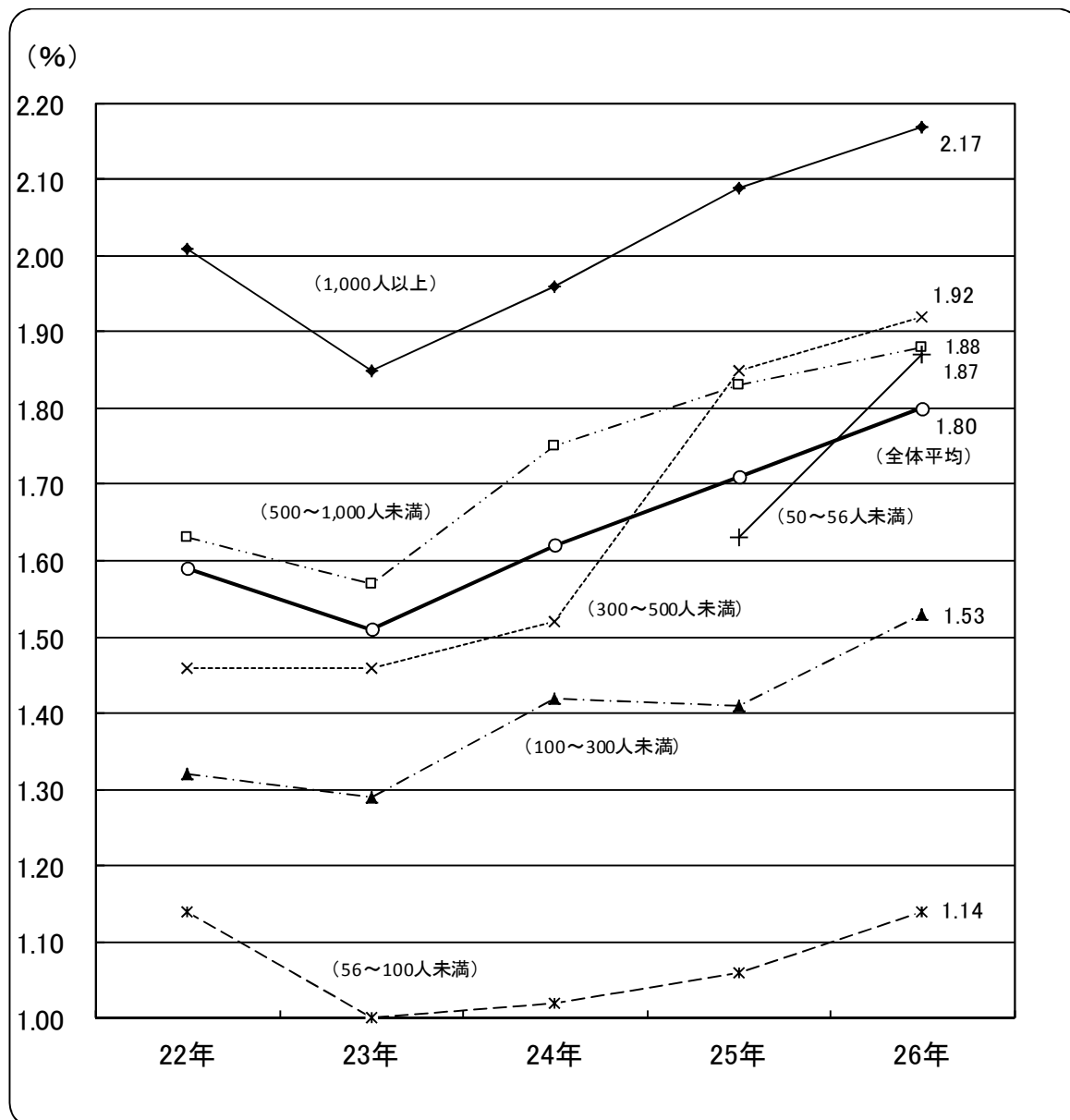
② 達成企業割合

500～1,000 人未満規模を除くすべての規模で前年より増加した。



③ 実雇用率

企業規模別でみると 50～56 人未満で 1.87%（前年は 1.63%）、56～100 人未満で 1.14%（同 1.06%）、100～300 人未満で 1.53%（同 1.41%）、300～500 人未満で 1.92%（同 1.85%）、500～1,000 人未満で 1.88%（同 1.83%）、1,000 人以上で 2.17%（同 2.09%）であり、全体的に増加傾向にあり、特に平成 25 年度より対象となった 50～56 人未満規模企業における上昇の度合いが著しい。



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成23年度以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成18年度以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

3 産業別状況（漁業は対象企業がないため、下記から除外）

① 雇用障害者の数

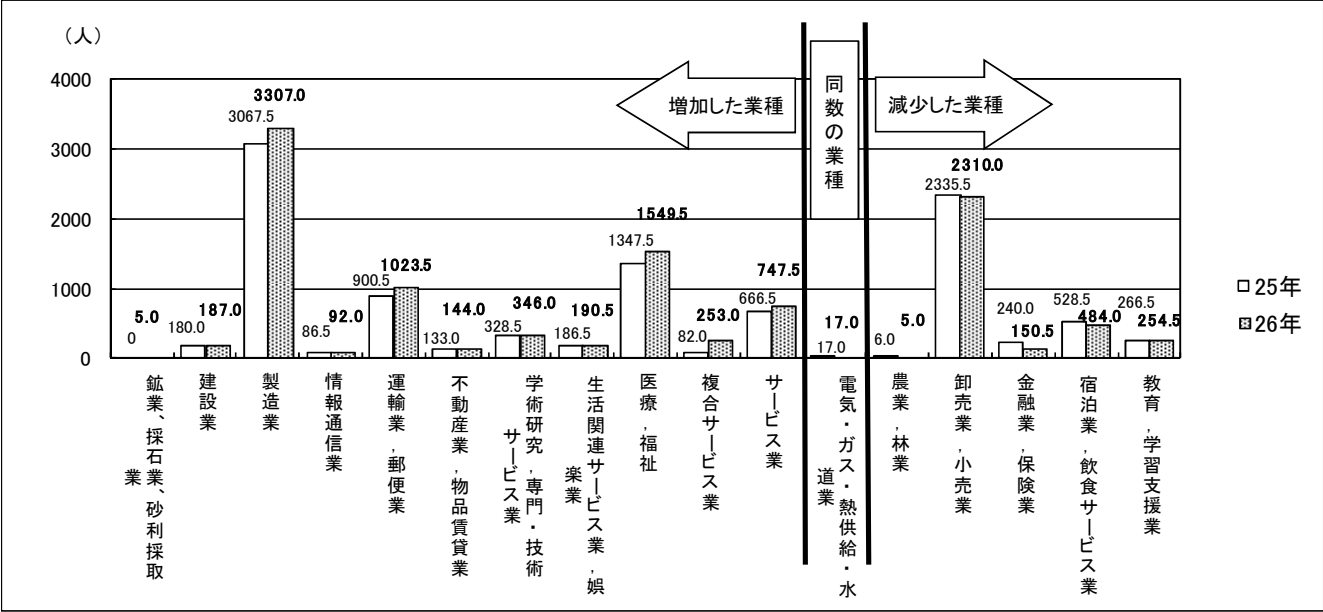
○増加した産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業

○同数の産業 電気・ガス・熱供給・水道業

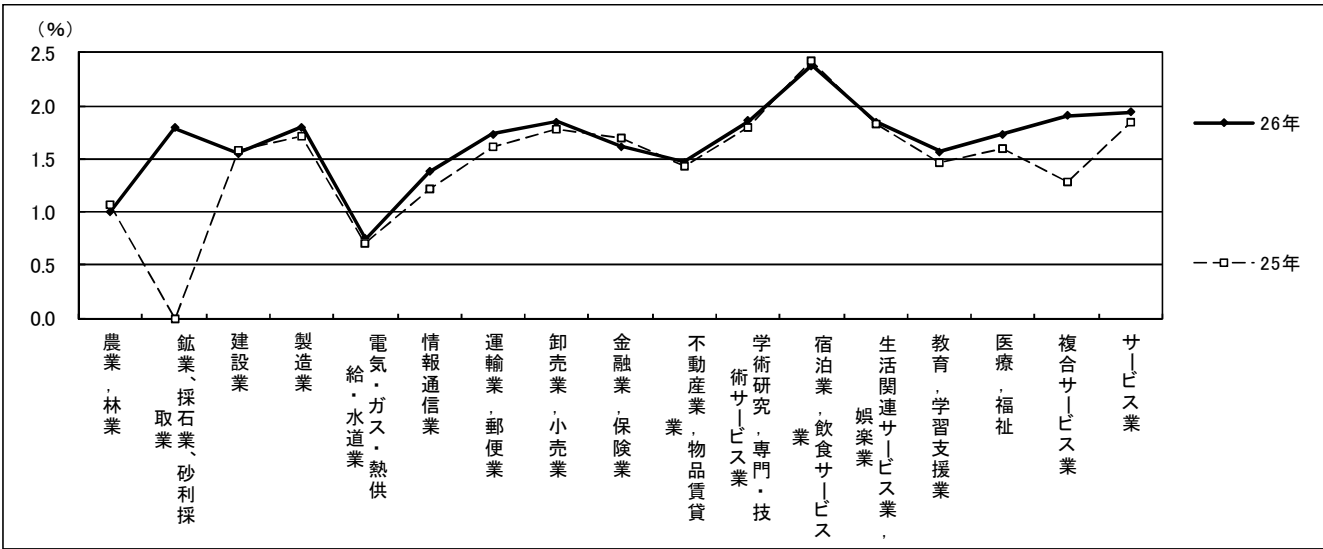
○減少した産業

農業、林業、卸売業、小売業、金融業、保険業、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業



② 実雇用率

平成 26 年度は、法定雇用率（2.0%）を達成したのは宿泊業・飲食サービス業においてのみであったが、おおむね前年度を上回る結果となった。



[単位: %]

	農業、林業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス業	サービス業
26年	1.01	1.79	1.55	1.80	0.75	1.38	1.73	1.85	1.62	1.47	1.86	2.38	1.85	1.57	1.73	1.91	1.94
25年	1.07	0.00	1.59	1.72	0.71	1.21	1.62	1.78	1.69	1.44	1.80	2.42	1.83	1.46	1.59	1.29	1.84

※漁業は該当企業がないため省略した。

4 法定雇用率未達成企業の状況

未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業が66.7%（前年65.4%）と過半数を占めている。また、未達成企業のうち障害者を全く雇用していない企業が65.4%（同64.4%）であった。

Ⅱ 地方公共団体・特殊法人における在職状況

1 埼玉県の機関（6機関、教育委員会を除く。）

- ・ 埼玉県の機関（法定雇用率2.3%）の実雇用率は2.82%（前年2.82%）、在職している障害者の数は、287.5人（同286.5人）となった。
- ・ 6機関すべてにおいて法定雇用率を達成していた。

2 市町村の機関（95機関）

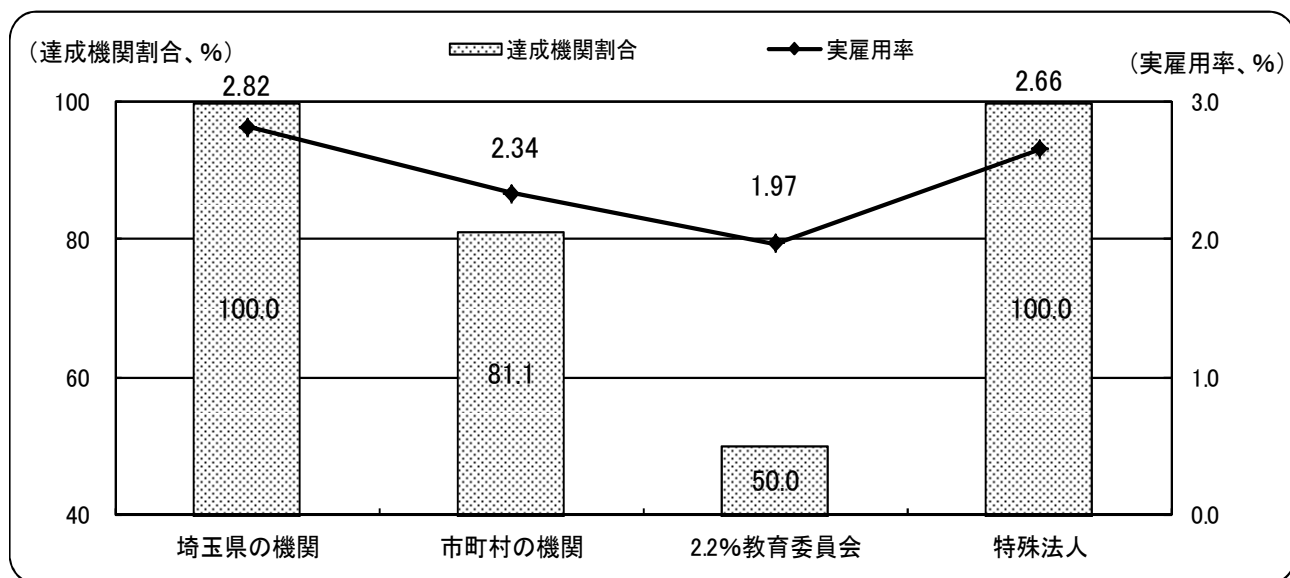
- ・ 市町村の機関（法定雇用率2.3%）の実雇用率は2.34%（前年2.33%）、在職している障害者の数は、993.5人（前年979.0人）となった。
- ・ 法定雇用率を達成している機関は77機関（81.1%）であった。

3 埼玉県等の教育委員会（4機関）

- ・ 埼玉県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）の実雇用率は1.97%（前年1.82%）、在職している障害者の数は、608.0人（前年567.5人）となった。
- ・ 法定雇用率を達成している機関は、2機関（50.0%）であった。

4 特殊法人（2法人）

- ・ 特殊法人（法定雇用率2.3%）の実雇用率は2.66%（前年2.65%）、在職している障害者の数は、11.0人（前年11.0人）となった。
- ・ 2機関とも、法定雇用率を達成した。



<総括表>

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

【詳細表1(1)】

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 法定雇用率 達成企業の割合
	人	人	%	企業 企業	%
民間企業	614,647.0 (605,699.5)	11,066.0 (10,372.0)	1.80 (1.71)	1,195 / 2,737 (1,077 / 2,702)	43.7 (39.9)

2 地方公共団体における在籍状況

(1) 法定雇用率2.3%が適用される地方公共団体

【詳細表2(1)、(2)】

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 法定雇用率 達成機関の割合
	人	人	%	機関 機関	%
合 計	52,603.5 (52,162.5)	1,281.0 (1,265.5)	2.44 (2.43)	83 / 101 (83 / 104)	82.2 (79.8)
埼玉県の機関	10,178.5 (10,159.5)	287.5 (286.5)	2.82 (2.82)	6 / 6 (6 / 6)	100.0 (100.0)
市町村の機関	42,425.0 (42,003.0)	993.5 (979.0)	2.34 (2.33)	77 / 95 (77 / 98)	81.1 (78.6)

(2) 法定雇用率2.2%が適用される埼玉県等の教育委員会

【詳細表2(3)】

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 法定雇用率 達成機関の割合
	人	人	%	機関 機関	%
合 計	30,885.5 (31,223.5)	608.0 (567.5)	1.97 (1.82)	2 / 4 (3 / 5)	50.0 (60.0)
埼玉県 教育委員会	25,720.5 (25,652.0)	506.0 (450.5)	1.97 (1.76)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 (0.0)
市町村 教育委員会	5,165.0 (5,571.5)	102.0 (117.0)	1.97 (2.10)	2 / 3 (3 / 4)	66.7 (75.0)

3 法定雇用率2.3%が適用される特殊法人

【詳細表3(3)】

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 法定雇用率 達成機関の割合
	人	人	%	機関 機関	%
特殊法人	414.0 (415.0)	11.0 (11.0)	2.66 (2.65)	2 / 2 (2 / 2)	100.0 (100.0)

(注)

- 1、3の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び指定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成25年6月1日現在の数値である。

<詳細表>

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者	D. 重度以 外の身体障 害者及び知 識的障害者 並びに精神 障害者である 短時間労働 者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分			
民間企業	企業 2,737 (2,702)	人 614,647.0 (605,699.5)	人 2,608 (2,472)	人 429 (378)	人 4,866 (4,620)	人 1,110 (860)	人 11,066.0 (10,372.0)	人 1,260.0 (1,123.5)	% 1.80 (1.71)	企業 1,195 (1,077)	% 43.7 (39.9)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。

6 雇用義務のある企業(50人以上規模の企業)についての集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		A. 重度身 体障害者	B. 重度 以外の身 体障害者	C. 重度 身体障害 者である 短時間労 働者	D. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	E. 計 A×2+B +C+D ×0.5	F. うち新 規雇用分	A. 重度 知的障害 者	B. 重度 以外の知 識的障害 者	C. 重度 知的障害 者である 短時間労 働者	D. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労働 者	E. 計 A×2+B +C+D ×0.5	F. うち新 規雇用分	A. 精神障 害者	B. 精神 障害者で ある短時 間労働者	C. 計 A+B× 0.5	D. うち新 規雇用分
民間企業	人 11,066.0 (10,372.0)	人 1,871 (1,800)	人 2,550 (2,529)	人 288 (258)	人 344 (298)	人 6,752.0 (6,536.0)	人 589.5 (591.5)	人 737 (672)	人 1,680 (1,573)	人 141 (120)	人 359 (274)	人 3,474.5 (3,174.0)	人 470.0 (359.0)	人 636 (518)	人 407 (288)	人 839.5 (662.0)	人 200.5 (173.0)

注1 ①欄の「障害者の数」とは②E、③E、④Cの計である。

2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。

3 ②D欄の重度以外の身体障害者である短時間労働者、③D欄の重度以外の知的障害者である短時間労働者及び④B欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②、③E欄、④C欄を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

4 ②③のA、B欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②、③のC、D欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ②③F欄及び④D欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。

7 雇用義務のある企業(50人以上規模の企業)についての集計である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 2,737 (2,702)	人 614,647.0 (605,699.5)	人 2,608 (2,472)	人 429 (378)	人 4,866 (4,620)	人 1,110 (860)	人 11,066.0 (10,372.0)	人 1,260.0 (1,123.5)	% 1.80 (1.71)	企業 1,195 (1,077)	% 43.7 (39.9)
50～56未満	企業 150 (169)	人 7,906.5 (8,916.0)	人 44 (42)	人 2 (1)	人 54 (53)	人 8 (14)	人 148.0 (145.0)	人 10.0 (9.0)	% 1.87 (1.63)	企業 57 (49)	% 38.0 (29.0)
56～100未満	1,113 (1,086)	80,288.0 (77,912.0)	179 (173)	44 (33)	433 (410)	161 (76)	915.5 (827.0)	111.5 (84.5)	1.14 (1.06)	456 (428)	41.0 (39.4)
100～300未満	1,106 (1,085)	166,387.5 (163,965.5)	634 (579)	100 (87)	1,071 (978)	210 (170)	2,544.0 (2,308.0)	287.5 (276.5)	1.53 (1.41)	504 (448)	45.6 (41.3)
300～500未満	163 (166)	57,166.5 (58,154.0)	270 (267)	49 (35)	462 (469)	88 (80)	1,095.0 (1,078.0)	152.5 (109.5)	1.92 (1.85)	66 (52)	40.5 (31.3)
500～1000未満	121 (110)	74,610.5 (69,186.0)	338 (311)	50 (39)	620 (570)	109 (65)	1,400.5 (1,263.5)	157.5 (141.0)	1.88 (1.83)	58 (55)	47.9 (50.0)
1,000以上	84 (86)	228,288.0 (227,566.0)	1,143 (1,100)	184 (183)	2,226 (2,140)	534 (455)	4,963.0 (4,750.5)	541.0 (503.0)	2.17 (2.09)	54 (45)	64.3 (52.3)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
規模計	11,066.0 (10,372.0)	1,871 (1,800)	2,550 (2,529)	288 (258)	344 (298)	6,752.0 (6,536.0)	589.5 (591.5)	737 (672)	1,680 (1,573)	141 (120)	359 (274)	3,474.5 (3,174.0)	470.0 (359.0)	636 (518)	407 (288)	839.5 (662.0)	200.5 (173.0)
50～56未満	148.0 (145.0)	40 (31)	33 (30)	2 (1)	4 (7)	117.0 (96.5)		4 (11)	13 (20)	0 (0)	1 (3)	21.5 (43.5)		8 (3)	3 (4)	9.5 (5.0)	
56～100未満	915.5 (827.0)	143 (146)	294 (293)	30 (26)	48 (34)	634.0 (628.0)		36 (27)	94 (78)	14 (7)	50 (11)	205.0 (144.5)		45 (39)	63 (31)	76.5 (54.5)	
100～300未満	2,544.0 (2,308.0)	487 (444)	684 (654)	74 (62)	85 (78)	1,774.5 (1,643.0)		147 (135)	234 (205)	26 (25)	57 (38)	582.5 (519.0)		153 (119)	68 (54)	187.0 (146.0)	
300～500未満	1,095.0 (1,078.0)	169 (174)	250 (260)	21 (20)	26 (27)	622.0 (641.5)		101 (93)	133 (148)	28 (15)	34 (20)	380.0 (359.0)		79 (61)	28 (33)	93.0 (77.5)	
500～1000未満	1,400.5 (1,263.5)	276 (248)	358 (369)	41 (32)	39 (37)	970.5 (915.5)		62 (63)	166 (126)	9 (7)	37 (15)	317.5 (266.5)		96 (75)	33 (13)	112.5 (81.5)	
1,000以上	4,963.0 (4,750.5)	756 (757)	931 (923)	120 (117)	142 (115)	2,634.0 (2,611.5)		387 (343)	1,040 (996)	64 (66)	180 (187)	1,968.0 (1,841.5)		255 (221)	212 (153)	361.0 (297.5)	

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる労働者 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤法定雇用率達 成企業の数	⑥法定雇用率達成 企業の割合
			A. 重度身体障害者 及び重度知的障害 者	B. 重度身体障害 者及び重度知的 障害者である短 時間労働者	C. 重度以外の身 体障害者、知的障 害者及び精神障害 者	D. 重度以外の身 体障害者及び知 的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新規 雇用分			
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	2,737 (2,702)	614,647.0 (605,699.5)	2,608 (2,472)	429 (378)	4,866 (4,620)	1,110 (860)	11,066.0 (10,372.0)	1,260.0 (1,123.5)	1.80 (1.71)	1,195 (1,077)	43.7 (39.9)
農業、林業	4.0 (5.0)	497.0 (560.5)	1 (2)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	5.0 (6.0)	0.0 (0.0)	1.01 (1.07)	1 (1)	25.0 (20.0)
漁業	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	- (-)
鉱業、採石 業、砂利採取 業	3.0 (1.0)	279.0 (92.0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	5.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1.79 (0.00)	2 (0)	66.7 (0.0)
建設業	86.0 (83.0)	12,047.5 (11,336.5)	55 (53)	5 (3)	71 (70)	2 (2)	187.0 (180.0)	17.5 (38.5)	1.55 (1.59)	42 (36)	48.8 (43.4)
製造業	911.0 (905.0)	183,219.0 (178,368.0)	837 (791)	48 (47)	1,535 (1,394)	100 (89)	3,307.0 (3,067.5)	260.5 (216.5)	1.80 (1.72)	468 (418)	51.4 (46.2)
食料品・たばこ	120.0 (112.0)	31,103.0 (30,746.5)	124 (124)	16 (24)	344 (322)	40 (37)	628.0 (612.5)	35.0 (50.5)	2.02 (1.99)	75 (71)	62.5 (63.4)
繊維工業	17.0 (18.0)	1,933.0 (2,598.0)	12 (10)	0 (0)	13 (20)	0 (1)	37.0 (40.5)	4.0 (4.0)	1.91 (1.56)	12 (10)	70.6 (55.6)
木材・家具	7.0 (7.0)	789.0 (813.5)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	9.0 (9.0)	0.0 (0.0)	1.14 (1.11)	3 (3)	42.9 (42.9)
パルプ・紙・ 印刷	111.0 (104.0)	13,698.0 (12,250.0)	62 (51)	6 (4)	118 (92)	25 (11)	260.5 (203.5)	15.5 (11.5)	1.90 (1.66)	54 (47)	48.6 (45.2)
化学工業	89.0 (85.0)	14,085.5 (13,352.5)	51 (43)	2 (2)	93 (87)	5 (5)	199.5 (177.5)	20.0 (16.5)	1.42 (1.33)	33 (33)	37.1 (38.8)
窯業・土石	12.0 (12.0)	1,652.0 (1,684.0)	4 (6)	0 (0)	15 (10)	0 (0)	23.0 (22.0)	0.0 (1.0)	1.39 (1.31)	6 (5)	50.0 (41.7)
鉄鋼	16.0 (15.0)	1,873.0 (1,965.5)	8 (9)	0 (0)	16 (17)	0 (0)	32.0 (35.0)	0.0 (0.0)	1.71 (1.78)	9 (9)	56.3 (60.0)
非鉄金属	24.0 (28.0)	2,804.5 (3,178.0)	11 (11)	1 (2)	31 (30)	1 (0)	54.5 (54.0)	2.0 (5.0)	1.94 (1.70)	13 (15)	54.2 (53.6)
金属製品	82.0 (82.0)	8,188.5 (7,879.5)	27 (21)	2 (5)	50 (44)	2 (4)	107.0 (93.0)	17.0 (1.5)	1.31 (1.18)	38 (30)	46.3 (36.6)
電気機械	94.0 (95.0)	20,352.0 (20,837.5)	100 (99)	4 (2)	157 (137)	3 (2)	362.5 (338.0)	30.0 (30.0)	1.78 (1.62)	50 (37)	53.2 (38.9)
その他機械	208.0 (217.0)	60,606.5 (58,834.0)	318 (309)	10 (4)	444 (419)	9 (16)	1,094.5 (1,049.0)	96.0 (49.5)	1.81 (1.78)	101 (98)	48.6 (45.2)
その他	131.0 (130.0)	26,134.0 (24,229.0)	120 (108)	7 (4)	245 (207)	15 (13)	499.5 (433.5)	41.0 (47.0)	1.91 (1.79)	74 (60)	56.5 (46.2)
電気・ガス・熱 供給・水道業	13.0 (15.0)	2,271.0 (2,404.5)	4 (5)	0 (0)	8 (6)	2 (2)	17.0 (17.0)	3.5 (0.5)	0.75 (0.71)	3 (3)	23.1 (20.0)
情報通信業	38.0 (41.0)	6,671.0 (7,134.5)	23 (22)	2 (2)	42 (38)	4 (5)	92.0 (86.5)	12.0 (18.0)	1.38 (1.21)	14 (12)	36.8 (29.3)
運輸業、郵便 業	294.0 (286.0)	59,100.5 (55,442.0)	238 (206)	42 (45)	445 (408)	121 (71)	1,023.5 (900.5)	140.5 (117.0)	1.73 (1.62)	125 (108)	42.5 (37.8)
卸売・小売業	324.0 (325.0)	124,672.5 (131,234.0)	468 (495)	104 (96)	1,080 (1,105)	380 (289)	2,310.0 (2,335.5)	264.5 (267.5)	1.85 (1.78)	114 (111)	35.2 (34.2)
金融業、保険 業	17.0 (20.0)	9,291.0 (14,177.0)	41 (62)	4 (6)	60 (105)	9 (10)	150.5 (240.0)	26.5 (18.5)	1.62 (1.69)	3 (6)	17.6 (30.0)
不動産業、物 品賃貸業	35.0 (34.0)	9,776.5 (9,260.0)	30 (32)	7 (6)	71 (60)	12 (6)	144.0 (133.0)	19.5 (17.0)	1.47 (1.44)	10 (9)	28.6 (26.5)
学術研究、専 門・技術サー ビス業	34.0 (31.0)	18,647.0 (18,229.0)	113 (109)	1 (1)	118 (108)	2 (3)	346.0 (328.5)	22.0 (18.0)	1.86 (1.80)	8 (5)	23.5 (16.1)
宿泊業、飲食 サービス業	44.0 (42.0)	20,364.5 (21,859.0)	56 (49)	44 (49)	283 (317)	90 (129)	484.0 (528.5)	37.5 (23.0)	2.38 (2.42)	15 (13)	34.1 (31.0)
生活関連サー ビス業、娯楽 業	79.0 (76.0)	10,319.5 (10,180.0)	44 (43)	6 (5)	87 (87)	19 (17)	190.5 (186.5)	17.5 (24.0)	1.85 (1.83)	34 (29)	43.0 (38.2)
教育・ 学習支援業	63.0 (63.0)	16,161.0 (18,263.0)	70 (72)	12 (9)	99 (107)	7 (13)	254.5 (266.5)	36.0 (44.0)	1.57 (1.46)	22 (16)	34.9 (25.4)
医療、福祉	514.0 (508.0)	89,589.0 (84,672.5)	379 (349)	107 (79)	556 (495)	257 (151)	1,549.5 (1,347.5)	279.0 (231.0)	1.73 (1.59)	219 (213)	42.6 (41.9)
複合サービス 事業	22.0 (20.0)	13,280.5 (6,348.5)	58 (19)	10 (3)	112 (38)	30 (6)	253.0 (82.0)	25.5 (14.0)	1.91 (1.29)	8 (5)	36.4 (25.0)
サービス業	256.0 (247.0)	38,460.5 (36,138.5)	189 (163)	37 (27)	295 (280)	75 (67)	747.5 (666.5)	98.0 (76.0)	1.94 (1.84)	107 (92)	41.8 (37.2)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
産業計	11,066.0 (10,372.0)	1,871 (1,800)	2,550 (2,529)	288 (258)	344 (298)	6,752.0 (6,536.0)	589.5 (591.5)	737 (672)	1,680 (1,573)	141 (120)	359 (274)	3,474.5 (3,174.0)	470.0 (359.0)	636 (518)	407 (288)	839.5 (662.0)	200.5 (173.0)
農業、林業	5.0 (6.0)	1 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	4.0 (3.0)		0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (2.0)		1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	
漁業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
鉱業、採石業、 砂利採取業	5.0 (0.0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	5.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	187.0 (180.0)	44 (43)	52 (57)	5 (3)	2 (2)	146.0 (147.0)		11 (10)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	27.0 (24.0)		14 (9)	0 (0)	14.0 (9.0)	
製造業	3,307.0 (3,067.5)	672 (637)	905 (881)	35 (35)	51 (52)	2309.5 (2216.0)		165 (154)	468 (401)	13 (12)	26 (23)	824.0 (732.5)		162 (112)	23 (14)	173.5 (119.0)	
電気・ガス・ 熱供給・水道業	17.0 (17.0)	4 (5)	6 (4)	0 (0)	1 (2)	14.5 (15.0)		0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)		1 (1)	1 (0)	1.5 (1.0)	
情報通信業	92.0 (86.5)	20 (20)	27 (27)	2 (2)	3 (4)	70.5 (71.0)		3 (2)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	12.0 (9.0)		9 (6)	1 (1)	9.5 (6.5)	
運輸業、郵便業	1,023.5 (900.5)	151 (125)	254 (248)	21 (29)	45 (36)	599.5 (545.0)		87 (81)	120 (92)	21 (16)	36 (20)	333.0 (280.0)		71 (68)	40 (15)	91.0 (75.5)	
卸売・小売業	2,310.0 (2,335.5)	267 (292)	391 (402)	76 (66)	88 (63)	1045.0 (1083.5)		201 (203)	541 (558)	28 (30)	103 (80)	1022.5 (1034.0)		148 (145)	189 (146)	242.5 (218.0)	
金融業、保険業	150.5 (240.0)	38 (61)	51 (95)	4 (6)	8 (9)	135.0 (227.5)		3 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	6.0 (3.0)		9 (9)	1 (1)	9.5 (9.5)	
不動産業、物品 賃貸業	144.0 (133.0)	26 (28)	52 (43)	7 (6)	2 (3)	112.0 (106.5)		4 (4)	8 (6)	0 (0)	4 (0)	18.0 (14.0)		11 (11)	6 (3)	14.0 (12.5)	
学術研究、専門・ 技術サービス業	346.0 (328.5)	113 (109)	102 (95)	1 (1)	1 (2)	329.5 (315.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		16 (13)	1 (1)	16.5 (13.5)	
宿泊業、飲食 サービス業	484.0 (528.5)	20 (23)	41 (44)	8 (13)	13 (18)	95.5 (112.0)		36 (26)	229 (264)	36 (36)	70 (103)	372.0 (403.5)		13 (9)	7 (8)	16.5 (13.0)	
生活関連サー ビス業、娯楽業	190.5 (186.5)	18 (22)	29 (25)	4 (3)	3 (2)	70.5 (73.0)		26 (21)	38 (44)	2 (2)	12 (7)	98.0 (91.5)		20 (18)	4 (8)	22.0 (22.0)	
教育・学習支援 業	254.5 (266.5)	68 (64)	79 (86)	11 (8)	1 (3)	226.5 (223.5)		2 (8)	11 (13)	1 (1)	1 (1)	16.5 (30.5)		9 (8)	5 (9)	11.5 (12.5)	
医療、福祉	1,549.5 (1,347.5)	279 (269)	354 (334)	77 (61)	72 (53)	1025.0 (959.5)		100 (80)	114 (89)	30 (18)	78 (31)	383.0 (282.5)		88 (72)	107 (67)	141.5 (105.5)	
複合サービス事 業	253.0 (82.0)	35 (17)	37 (28)	6 (2)	6 (2)	116.0 (65.0)		23 (2)	59 (6)	4 (1)	21 (2)	119.5 (12.0)		16 (4)	3 (2)	17.5 (5.0)	
サービス業	747.5 (666.5)	113 (84)	167 (159)	31 (23)	48 (47)	448.0 (373.5)		76 (79)	80 (89)	6 (4)	8 (7)	242.0 (254.5)		48 (32)	19 (13)	57.5 (38.5)	

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5
製造業計	人 3,307.0 (3,067.5)	人 672 (637)	人 905 (881)	人 35 (35)	人 51 (52)	人 2,309.5 (2,216.0)	人 165 (154)	人 468 (401)	人 13 (12)	人 26 (23)	人 824.0 (732.5)	人 162 (112)	人 23 (14)	人 173.5 (119.0)
食料品・たばこ	人 628.0 (612.5)	人 68 (68)	人 120 (121)	人 10 (18)	人 13 (15)	人 272.5 (282.5)	人 56 (56)	人 197 (178)	人 6 (6)	人 21 (18)	人 325.5 (305.0)	人 27 (23)	人 6 (4)	人 30.0 (25.0)
繊維工業	人 37.0 (40.5)	人 8 (7)	人 11 (18)	人 0 (0)	人 0 (1)	人 27.0 (32.5)	人 4 (3)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 10.0 (7.0)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 0.0 (1.0)
木材・家具	人 9.0 (9.0)	人 0 (0)	人 7 (7)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 7.0 (7.0)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2.0 (2.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	人 260.5 (203.5)	人 48 (40)	人 49 (52)	人 5 (3)	人 14 (7)	人 157.0 (138.5)	人 14 (11)	人 52 (32)	人 1 (1)	人 0 (2)	人 81.0 (56.0)	人 17 (8)	人 11 (2)	人 22.5 (9.0)
化学工業	人 199.5 (177.5)	人 43 (35)	人 65 (64)	人 1 (2)	人 4 (1)	人 154.0 (136.5)	人 8 (8)	人 17 (15)	人 1 (0)	人 1 (1)	人 34.5 (31.5)	人 11 (8)	人 0 (3)	人 11.0 (9.5)
窯業・土石	人 23.0 (22.0)	人 4 (6)	人 12 (7)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 20.0 (19.0)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2.0 (2.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 1.0 (1.0)
鉄鋼	人 32.0 (35.0)	人 8 (9)	人 15 (17)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 31.0 (35.0)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)
非鉄金属	人 54.5 (54.0)	人 9 (9)	人 22 (24)	人 1 (2)	人 1 (0)	人 41.5 (44.0)	人 2 (2)	人 6 (3)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 10.0 (7.0)	人 3 (3)	人 0 (0)	人 3.0 (3.0)
金属製品	人 107.0 (93.0)	人 23 (17)	人 31 (29)	人 2 (1)	人 2 (3)	人 80.0 (65.5)	人 4 (4)	人 11 (9)	人 0 (4)	人 0 (0)	人 19.0 (21.0)	人 8 (6)	人 0 (1)	人 8.0 (6.5)
電気機械	人 362.5 (338.0)	人 92 (95)	人 116 (106)	人 4 (2)	人 3 (0)	人 305.5 (298.0)	人 8 (4)	人 14 (12)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 30.0 (20.0)	人 27 (19)	人 0 (2)	人 27.0 (20.0)
その他機械	人 1,094.5 (1,049.0)	人 278 (275)	人 291 (288)	人 8 (4)	人 4 (15)	人 857.0 (849.5)	人 40 (34)	人 113 (105)	人 2 (0)	人 1 (1)	人 195.5 (173.5)	人 40 (26)	人 4 (0)	人 42.0 (26.0)
その他	人 499.5 (433.5)	人 91 (76)	人 166 (148)	人 4 (3)	人 10 (10)	人 357.0 (308.0)	人 29 (32)	人 51 (42)	人 3 (1)	人 3 (1)	人 113.5 (107.5)	人 28 (17)	人 2 (2)	人 29.0 (18.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

	障害者の数(人)				実雇用率(%)				法定雇用率達成企業の割合 (%)			
	埼玉県		全 国		埼玉県		全 国		埼玉県		全 国	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減
平成 15 年	4,755	123	247,093	809	1.38	0.00	1.48	0.01	39.4	0.0	42.5	0.0
16	5,186	431	257,939	10,846	1.39	0.01	1.46	△ 0.02	39.4	0.0	41.7	△ 0.8
17	5,728	542	269,066	11,127	1.41	0.02	1.49	0.03	39.3	△ 0.1	42.1	0.4
18	5,844.0	116.0	283,750.5	14,684.5	1.45	0.04	1.52	0.03	39.9	0.6	43.4	1.3
	(5,785.0)	57.0	(281,833.0)	(12,767.0)	(1.44)	(0.03)	(1.51)	(0.02)				
19	6,599.5	755.5	302,716.0	18,965.5	1.46	0.01	1.55	0.03	40.1	0.2	43.8	0.4
20	7,064.0	464.5	325,603.0	22,887.0	1.50	0.04	1.59	0.04	41.0	0.9	44.9	1.1
21	7,415.0	351.0	332,811.5	7,208.5	1.54	0.04	1.63	0.04	41.6	0.6	45.5	0.6
22	7,817.5	402.5	342,973.5	10,162.0	1.59	0.05	1.68	0.05	40.4	△ 1.2	47.0	1.5
23	8,403.5	586.0	366,199.0	23,225.5	1.51	△ 0.08	1.65	△ 0.03	39.0	△ 1.4	45.3	△ 1.7
24	9,166.0	762.5	382,363.5	16,164.5	1.62	0.11	1.69	0.04	43.9	4.9	46.8	1.5
25	10,372.0	1,206.0	408,947.5	26,584.0	1.71	0.09	1.76	0.07	39.9	△ 4.0	42.7	△ 4.1
26	11,066.0	694.0	431,225.5	22,278.0	1.80	0.09	1.82	0.06	43.7	3.8	44.7	2.0

注 1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～平成17年

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
- ・重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
- ・精神障害者、
- ・重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年～

- ・身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
- ・知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
- ・精神障害者、
- ・重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

注 2

一般の民間企業に対する法定雇用率は以下の通りである。

- ・平成11年～平成24年 1.8%
- ・平成25年～ 2.0%

注 3

() 内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業の数	②不足数						
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人-10人	10.5人-20人	20.5人以上
規模計	1,542 (100.0%)	1,029 (66.7%)	338 (21.9%)	90 (5.8%)	39 (2.5%)	37 (2.4%)	7 (0.5%)	2 (0.1%)
50-56人未満	93 (100.0%)	93 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —
56-100人未満	657 (100.0%)	657 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —
100-300人未満	602 (100.0%)	241 (40.0%)	295 (49.0%)	57 (9.5%)	8 (1.3%)	1 (0.2%)	— —	— —
300-500人未満	97 (100.0%)	21 (21.6%)	25 (25.8%)	18 (18.6%)	17 (17.5%)	16 (16.5%)	— —	— —
500-1000人未満	63 (100.0%)	13 (20.6%)	13 (20.6%)	13 (20.6%)	10 (15.9%)	12 (19.0%)	2 (3.2%)	— —
1,000人以上	30 (100.0%)	4 (13.3%)	5 (16.7%)	2 (6.7%)	4 (13.3%)	8 (26.7%)	5 (16.7%)	2 (6.7%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 地方公共団体における在籍・雇用状況

(1) 法定雇用率2.3%が適用される都道府県の機関（詳細は3(1)①）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率達 成機関の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者である 短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外の 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分			
都道府県の機関	機関 6 (6)	人 10,178.5 (10,159.5)	人 89 (91)	人 4 (0)	人 85 (84)	人 41 (41)	人 287.5 (286.5)	人 12.0 (13.5)	% 2.82 (2.82)	機関 6 (6)	% 100.0 (100.0)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。
- 6 機関名については、後記、3地方公共団体・特殊法人の各機関の状況の(1)①参照

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		A. 重度身体障 害者	B. 重度以外 の身体障害者	C. 重度 身体障害者で ある短時間勤 務職員	D. 重度以外 の身体障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 重度知的障 害者	B. 重度以外 の知的障害者	C. 重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	D. 重度以外 の知的障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害 者である短時 間勤務職員	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規 雇用分
都道府県の機関	人 287.5 (286.5)	人 89 (91)	人 83 (84)	人 3 (0)	人 12 (7)	人 270.0 (269.5)	人 8.5 (6.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 12 (15)	人 7.0 (7.5)	人 0.5 (2.5)	人 2 (0)	人 17 (19)	人 10.5 (9.5)	人 3 (5)

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④C欄の計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④B欄の精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③のE欄及び④C欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のAB欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のCD欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③F欄及び④のD欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成25年6月1日現在の数値である。

(2) 法定雇用率2.3%が適用される市町村の機関 (詳細は3(1)②)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間勤務職 員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分			
市町村の機関	機関 95 (98)	人 42,425.0 (42,003.0)	人 291 (291)	人 21 (18)	人 383 (374)	人 15 (10)	人 993.5 (979.0)	人 48.0 (51.0)	% 2.34 (2.33)	機関 77 (77)	% 81.1 (78.6)

注 2(1)①の表の注1～5と同じ。機関名については、後記、3地方公共団体・特殊法人の各機関の状況の(1)②a～d参照

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		A. 重度身体障 害者	B. 重度以外の 身体障害者	C. 重度身体障 害者である短 時間勤務職員	D. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 重度知的障 害者	B. 重度以外の 知的障害者	C. 重度知的障 害者である短 時間勤務職員	D. 重度以外の 知的障害者で ある短時間勤 務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者 である短時間勤 務職員	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規 雇用分
市町村の機関	人 993.5 (979.0)	人 289 (287)	人 345 (338)	人 20 (17)	人 12 (9)	人 949.0 (933.5)	人 45.5 (46.0)	人 2 (4)	人 1 (1)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 6.0 (10.0)	人 1.0 (5.0)	人 37 (35)	人 3 (1)	人 38.5 (35.5)	人 1.5 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 法定雇用率2.2%が適用される埼玉県等の教育委員会（詳細は3（2））

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規 雇用分			
計	機関 4 (5)	人 30,885.5 (31,223.5)	人 143 (135)	人 16 (15)	人 293 (266)	人 26 (33)	人 608.0 (567.5)	人 45.5 (27.0)	% 1.97 (1.82)	機関 2 (3)	% 50.0 (60.0)

注 2(1)①の表の注1～5と同じ。機関名については、後記、3地方公共団体・特殊法人の各機関の状況の(2)参照。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		A. 重度身体障 害者	B. 重度以外の 身体障害者	C. 重度身体障 害者である短時 間勤務職員	D. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 重度知的障 害者	B. 重度以外の 知的障害者	C. 重度知的障 害者である短時 間勤務職員	D. 重度以外の 知的障害者で ある短時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者 である短時間勤 務職員	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規 雇用分
計	人 608.0 (567.5)	人 143 (135)	人 269 (258)	人 14 (15)	人 11 (12)	人 574.5 (549.0)	人 24.5 (20.0)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 2 (0)	人 10 (4)	人 8.0 (2.0)	人 8.0 (1.5)	人 23 (8)	人 5 (17)	人 25.5 (16.5)	人 13.0 (5.5)

注 2(1)②の表と同じ

3 地方公共団体・特殊法人の各機関の状況

(1) 法定雇用率2.3%が適用される地方公共団体

① 埼玉県の機関

機関名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
埼玉県の機関合計	10,178.5	287.5	2.82	0.0	
埼玉県知事部局	6,997.5	204.5	2.92	0.0	
埼玉県企業局	404.0	11.0	2.72	0.0	
埼玉県病院局	1,146.5	31.0	2.70	0.0	
埼玉県議会事務局	66.5	2.0	3.01	0.0	
埼玉県下水道局	104.0	4.0	3.85	0.0	
埼玉県警察本部	1,460.0	35.0	2.40	0.0	

② 市町村の機関

a 市長部局の機関

機関名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
市町村の機関合計	42,425.0	993.5	2.34	29.5	
市長部局の機関小計	34,424.5	805.5	2.34	18.5	
川越市	2,365.0	57.0	2.41	0.0	特例認定あり(注5)
熊谷市	1,057.5	24.5	2.32	0.0	
川口市	2,334.0	53.5	2.29	0.0	
さいたま市	5,293.5	115.0	2.17	6.0	
行田市	428.0	10.0	2.34	0.0	特例認定あり(注5)
秩父市	613.5	16.0	2.61	0.0	
所沢市	1,665.0	35.0	2.10	3.0	特例認定あり(注5) 不足数解消(注6)
飯能市	479.0	15.0	3.13	0.0	
加須市	774.0	18.0	2.33	0.0	特例認定あり(注5)
本庄市	431.0	8.0	1.86	1.0	
東松山市	693.0	20.0	2.89	0.0	特例認定あり(注5)
春日部市	1,094.0	25.0	2.29	0.0	特例認定あり(注5)
狭山市	998.0	22.0	2.20	0.0	特例認定あり(注5)
羽生市	307.0	6.0	1.95	1.0	特例認定あり(注5)
鴻巣市	564.0	14.0	2.48	0.0	
深谷市	813.5	20.0	2.46	0.0	特例認定あり(注5)
上尾市	1,079.5	25.0	2.32	0.0	特例認定あり(注5)
草加市	974.0	24.0	2.46	0.0	特例認定あり(注5)
越谷市	1,630.0	37.0	2.27	0.0	特例認定あり(注5)
蕨市	330.0	7.0	2.12	0.0	
戸田市	678.0	15.0	2.21	0.0	
入間市	757.5	19.0	2.51	0.0	
朝霞市	690.0	18.0	2.61	0.0	特例認定あり(注5)
志木市	383.0	7.0	1.83	1.0	特例認定あり(注5)
和光市	466.5	7.0	1.50	3.0	特例認定あり(注5) 不足数解消(注6)
新座市	790.0	23.0	2.91	0.0	特例認定あり(注5)
桶川市	356.0	9.0	2.53	0.0	
久喜市	922.0	26.0	2.82	0.0	特例認定あり(注5)
北本市	318.0	5.0	1.57	2.0	
八潮市	450.5	10.5	2.33	0.0	
富士見市	781.0	18.5	2.37	0.0	特例認定あり(注5)
ふじみ野市	597.0	15.0	2.51	0.0	特例認定あり(注5)
三郷市	706.5	16.0	2.26	0.0	特例認定あり(注5)
蓮田市	332.0	9.0	2.71	0.0	特例認定あり(注5)
坂戸市	563.0	14.0	2.49	0.0	特例認定あり(注5)
幸手市	319.5	12.0	3.76	0.0	特例認定あり(注5)
鶴ヶ島市	336.0	8.0	2.38	0.0	
日高市	327.5	6.5	1.98	0.5	特例認定あり(注5) 不足数解消(注6)
吉川市	398.0	9.0	2.26	0.0	特例認定あり(注5)
白岡市	329.0	6.0	1.82	1.0	特例認定あり(注5) 不足数解消(注6)

b 町村長部局の機関

機関名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
町村長部局の機関小計	3,477.5	86.5	2.49	5.0	
伊奈町	243.0	6.0	2.47	0.0	特例認定あり(注5)
三芳町	280.0	9.0	3.21	0.0	
毛呂山町	228.0	6.0	2.63	0.0	特例認定あり(注5)
越生町	105.0	3.0	2.86	0.0	特例認定あり(注5)
滑川町	87.0	4.0	4.60	0.0	
嵐山町	124.0	2.0	1.61	0.0	
小川町	285.0	7.0	2.46	0.0	特例認定あり(注5)
ときがわ町	132.0	1.0	0.76	2.0	不足数解消(注6)
川島町	180.0	5.0	2.78	0.0	特例認定あり(注5)
吉見町	130.0	3.0	2.31	0.0	
鳩山町	111.0	6.0	5.41	0.0	
横瀬町	95.0	3.0	3.16	0.0	
皆野町	57.0	1.0	1.75	0.0	
長瀬町	68.0	2.0	2.94	0.0	
小鹿野町	127.0	3.0	2.36	0.0	
東秩父村	55.0	0.0	0.00	1.0	
美里町	102.0	3.0	2.94	0.0	特例認定あり(注5)
神川町	109.5	2.0	1.83	0.0	
上里町	142.0	2.0	1.41	1.0	
寄居町	181.5	4.5	2.48	0.0	
宮代町	165.0	3.0	1.82	0.0	
杉戸町	286.0	8.0	2.80	0.0	特例認定あり(注5)
松伏町	184.5	3.0	1.63	1.0	

c 市町村教育委員会の機関

機関名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
市町村教育委員会の機関小計	2,105.5	51.0	2.42	1.0	
秩父市教育委員会	136.0	4.0	2.94	0.0	
所沢市教育委員会	247.0	5.0	2.02	0.0	
飯能市教育委員会	73.0	1.0	1.37	0.0	
本庄市教育委員会	55.0	1.0	1.82	0.0	
鴻巣市教育委員会	80.0	2.0	2.50	0.0	
上尾市教育委員会	292.0	9.0	3.08	0.0	
越谷市教育委員会	278.0	5.0	1.80	1.0	
蕨市教育委員会	60.0	1.0	1.67	0.0	
戸田市教育委員会	80.5	2.0	2.48	0.0	
入間市教育委員会	361.5	8.5	2.35	0.0	
桶川市教育委員会	54.0	1.0	1.85	0.0	
北本市教育委員会	66.0	2.0	3.03	0.0	
八潮市教育委員会	48.0	2.0	4.17	0.0	
鶴ヶ島市教育委員会	50.0	2.0	4.00	0.0	
日高市教育委員会	115.5	2.5	2.16	0.0	
三芳町教育委員会	65.0	2.0	3.08	0.0	
ときがわ町教育委員会	44.0	1.0	2.27	0.0	

d 市町村その他の機関

機関名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
市町村その他の機関小計	2,417.5	50.5	2.09	5.0	
さいたま市水道局	409.5	10.0	2.44	0.0	
越谷・松伏水道企業団	101.0	2.0	1.98	0.0	
坂戸・鶴ヶ島水道企業団	55.0	1.0	1.82	0.0	
川口市水道局	110.0	2.0	1.82	0.0	
所沢市上下水道部	166.0	5.0	3.01	0.0	
児玉郡市広域市町村圏組合	46.0	2.0	4.35	0.0	
川口市立医療センター	397.0	9.0	2.27	0.0	
春日部市立病院	171.5	3.5	2.04	0.0	
さいたま市立病院	294.5	4.0	1.36	2.0	
草加市立病院	314.5	6.0	1.91	1.0	
秩父市立病院	105.0	3.0	2.86	0.0	
蕨市立病院	96.0	2.0	2.08	0.0	
国保町立小鹿野中央病院	58.0	0.0	0.00	1.0	
久喜宮代衛生組合	44.5	0.0	0.00	1.0	
朝霞地区一部事務組合	49.0	1.0	2.04	0.0	

(2) 法定雇用率2.2%が適用される埼玉県等の教育委員会

機関名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
埼玉県等の教育委員会合計	30,885.5	608.0	1.97	70.0	
埼玉県教育委員会	25,720.5	506.0	1.97	59.0	
熊谷市教育委員会	189.5	4.0	2.11	0.0	
川口市教育委員会	562.5	12.0	2.13	0.0	
さいたま市教育委員会	4,413.0	86.0	1.95	11.0	

(3) 法定雇用率2.3%が適用される特殊法人

機関名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 雇用率	④ 不足数	備考
特殊法人合計	414.0	11.0	2.66	0.0	
公立大学法人埼玉県立大学	147.0	4.0	2.72	0.0	
埼玉県住宅供給公社	267.0	7.0	2.62	0.0	

- 注1 表(1)及び表(2)の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 表(3)の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度障害者(短時間勤務職員以外の身体障害者及び知的障害者)については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 5 注5の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 6 ① 所沢市においては、10月3日現在において、障害者の数38.0人、実雇用率2.28%、不足数0.0人となっている。
② 和光市においては、10月1日現在において、障害者の数11.0人、実雇用率2.35%、不足数0.0人となっている。
③ 日高市においては、7月16日現在において、障害者の数7.5人、実雇用率2.33%、不足数0.0人となっている。
④ 白岡市においては、10月1日現在において、障害者の数8.0人、実雇用率2.43%、不足数0.0人となっている。
⑤ ときがわ町においては、9月1日現在において、障害者の数3.0人、実雇用率2.31%、不足数0.0人となっている。

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	認定年月日	認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	認定年月日
川越市	川越市教育委員会	26.3.26	伊奈町	伊奈町教育委員会	20.7.15
	川越市上下水道局		毛呂山町	毛呂山町教育委員会	15.8.4
行田市	行田市教育委員会	20.10.28	越生町	越生町教育委員会	19.9.11
所沢市	所沢市市民医療センター	24.5.30	小川町	小川町教育委員会	15.8.4
加須市	加須市教育委員会	18.3.17	川島町	川島町教育委員会	15.12.26
東松山市	東松山市教育委員会	20.3.25	美里町	美里町教育委員会	18.11.20
	東松山市立市民病院		杉戸町	杉戸町教育委員会	20.8.22
	東松山市水道事業				
春日部市	春日部市教育委員会	23.12.7			
狭山市	狭山市教育委員会	16.3.19			
羽生市	羽生市教育委員会	18.3.22			
深谷市	深谷市教育委員会	20.9.10			
上尾市	上尾市水道部	25.5.10			
草加市	草加市教育委員会	17.1.21			
	草加市水道部	24.8.29			
越谷市	越谷市立病院	25.5.30			
朝霞市	朝霞市教育委員会	18.3.17			
志木市	志木市教育委員会	23.11.25			
和光市	和光市教育委員会	19.12.17			
新座市	新座市教育委員会	20.11.26			
久喜市	久喜市教育委員会	20.7.8			
富士見市	富士見市教育委員会	20.8.7			
ふじみ野市	ふじみ野市教育委員会	19.12.17			
三郷市	三郷市教育委員会	20.7.15			
蓮田市	蓮田市教育委員会	18.11.24			
坂戸市	坂戸市教育委員会	25.3.27			
幸手市	幸手市教育委員会	20.7.8			
日高市	日高市議会事務局	25.12.12			
吉川市	吉川市教育委員会	19.10.23			
白岡市	白岡市教育委員会	19.7.23			